

大和市条例第9号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月26日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第9号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年大和町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の217.5」に改める。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第4条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。